

議案第21号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改める。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。